

2021（令和3）年10月吉日

事前研修参加者 各位

中部弁護士会連合会・愛知県弁護士会

事前研修（民事起案・訴状）

1 起案要項（民事起案）

- ・ 解答用紙はA4縦長，横書きで記載すること。また手書きにて答案を作成する場合には，添付ファイルの「解答用紙」を印刷して利用することとし，一行おきに記載する方法にて答案を作成すること
- ・ 1枚目の右上に作成者の出身法科大学院（予備試験合格者の場合はその旨）及び氏名を必ず記載すること
- ・ 用紙下部にページ番号を記入すること
- ・ 訴状起案と小問は，ページを分けること

2 問題

別紙事案の概要を読み，以下の問いに答えよ。

（1）訴状起案

別紙の資料に基づき，「三の丸信用組合」から委任を受けた甲野太郎弁護士の立場に立って，令和3年11月2日付訴状を起案せよ。貼用印紙額については，別紙「貼用印紙・申立手数料等一覧表」を参照のこと。

（2）小問

ジップ株式会社からの実体法上の反論として，どのようなものが想定されるか。また，ジップ株式会社からの反論として，三の丸信用組合は，どのような再反論をすることができるか。簡潔に説明せよ。

（分量の目安は，起案用紙1～2枚）

3 提出方法・期限

- ・ メールで提出される方は，作成した起案を，Wordファイル又はPDFファイル（他の形式は不可）をメールに添付する方法にて，

ls_kensyu@aiben.jp

宛てに送付してください。なお，メールの件名を「事前研修起案提出（氏名）」とし，確認のため，メール本文にも再度「氏名」を記載してください。

- ・ 郵送で提出される方は，作成した起案を，

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2

愛知県弁護士会 業務・広報係

宛てに送付してください。

- ・ 提出期限は，10月21日（木）午後5時必着とします。

以上

関係者住所一覧

○甲野太郎弁護士

〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目1番1号

〇〇ビル1A号 甲野太郎法律事務所

電話番号 052-123-4567 FAX 052-123-4568

○三の丸信用組合

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

電話番号 052-234-5678 FAX 052-234-5677

○藤田修

〒467-0803 名古屋市瑞穂区中山町一丁目33番5号

電話番号 052-876-5432 FAX 052-876-5431

○ジップ株式会社

〒500-8811 岐阜市橋爪町111 岐阜弁ビル505号室

電話番号 058-345-6789 FAX 058-345-6788

○刈田兼男・刈田花子

〒500-8710 岐阜市美江寺町一丁目1番1号

電話番号 058-987-6543 FAX 058-987-6544

○水野裕之

〒500-8076 岐阜市司町120

電話番号 058-765-4321 FAX 058-765-4322

○有川徹

〒500-8822 岐阜市今沢町五丁目2番15号

電話番号 058-567-7890 FAX 058-567-7899

民事弁護起案　－事案の概要－

令和3年10月、甲野太郎弁護士のところ「三の丸信用組合」の担当者が相談に来ました。以下の説明のとおり、顧客である「ジップ株式会社」に貸し付けた貸付金の返済が滞っているとのこと。甲野太郎弁護士の立場に立って、検討して下さい。

【三の丸信用組合担当者の説明】

看板製作会社の「ジップ株式会社」に、一昨年12月16日に180万円を融資しました。貸付条件は、利息8%、返済期間3年間の元金均等返済です。ジップ株式会社の代表取締役である刈田兼男が連帯保証人になっています。不動産は担保にとっていません。融資の際に金銭消費貸借証書（添付資料）を作成し、返済計画表（添付資料）を手渡しています。

昨年1月～3月分は返済計画表のとおり返済してもらったのですが、4月27日返済分の口座からの引き落としができませんでした。でも、そのときは、連絡したら「ちょっとした手違いですみませんでした」と言われ、すぐ5月1日に支払日までの利息を含めて支払ってくれたので、それほど心配していませんでした。その後、5月から7月分はきちんと返済があったのですが、8月分から全く返済がなくなりました。返済の状況は、返済状況一覧（別紙）のとおりです。連絡すると、「すぐ払う」と言うので、付き合いの関係もあり、ついそのままになっていました。

ところが、今年の3月上旬に連絡したところ、「今は、ちょっと払えない。そもそも、以前、うちの会社がおたくの組合の看板を作成した時の代金のうちの一部（50万円）をもらっていないから、それで一部相殺できないか。」と言ってきたのです。

確かに、私の組合は、平成28年8月24日に、ジップ株式会社に見板製作の依頼をしました。出入口に設置する看板を、200万円で作成してもらった内容の契約でした。ジップ株式会社は、平成28年10月3日、看板を完成させ、三の丸信用組合の出入口に設置しました。しかし、思ったほどの出来映えではなかったため、私の組合は、ジップ株式会社と値引き交渉をして、平成28年10月5日、200万円のうちの50万円については、減額に応じてもらいました。値引き後の金額である150万円は、平成28年10月11日、ジップ株式会社に支払いました。

それまで待っていたのに、このようなことを言われたのがちょっと心外で、きちんと請求しようとその後何回か電話しましたが、それ以来応答がありません。

そこで、今年の7月頃、岐阜弁ビル505号にある「ジップ株式会社」を訪問してみました。応答がありませんでした。賃借物件でしたので、事務所の大家に聞いてみたら、ここ数か月賃料の支払いがなく困っているとのことでした。

刈田の自宅を訪問したところ、生活している様子はあるものの、何度呼びかけても答えがありません。刈田の自宅は刈田の自己所有で、抵当権が設定されていますが、もしかしたら余剰があるかもしれません。刈田は妻と離婚するらしいとのウワサも耳にしました。離婚に際して自宅の名義を妻に変更してしまうかもしれません。

なんとかうちの貸付金が回収できるようにお願いします。

【添付資料】（いずれもPDFファイル）

金銭消費貸借証書，返済計画表，返済状況一覧，代表者事項証明書，現在事項証明書，全部事項証明書（土地），全部事項証明書（建物），評価額証明書